

療養費の支給申請に必要なとなる書類について

療養費支給申請を行う際には、下記の必要書類を組合事務局までご提出ください。

支給には申請内容ごとに一定の条件があります。詳細は弁護士国民健康保険組合のウェブサイトをご確認ください。

下記に記載がない申請を行う場合は、必ず当組合のウェブサイトをご確認の上、必要書類を組合事務局までご提出ください。

<https://www.bengoshi-kokuho.or.jp/member/benefit/refund.html>



ホーム > 給付 > 療養費(医療費の立替払い・補装具を購入したときなど)

※必要書類が全て揃っていないと手続きを進めることができません。必ず全ての必要書類を揃えてご申請ください。

(申請書に個人番号を記載の場合は、下記に加え、組合員の個人番号確認書類及び身元確認書類の添付が必要になります)

1. 医療費の全額を支払った場合等

(1) 資格確認書やマイナ保険証等を利用せずに保険医療機関等で受診し、医療費を10割負担したとき

<必要書類>

① 療養費支給申請書(同一人が同一月に同一医療機関(入院・外来・調剤 別)で支払った額毎に必要です)

② 診療報酬明細書・調剤報酬明細書(レセプト)の原本

※1「診療明細書」等の、領収書と同時に発行される書類ではありません。

※2 傷病名、薬剤名、医療機関名、検査名、処置名、手術名等の記載があるものがが必要です。

※3 受診した病院・薬局の窓口にて「保険者に療養費の申請をするために必要である」旨を申し出て発行を依頼してください。(発行手数料や文書料は療養費の支給対象とはなりません)

③ 領収書の原本

※上記のうち、②の「診療報酬明細書・調剤報酬明細書(レセプト)」が不足しているため、お手続きが進められないケースが増えております。

必ず病院・薬局にて「診療報酬明細書・調剤報酬明細書(レセプト)」の発行を依頼していただき、原本を当組合までお送りください。

(2) 弁護士国保の被保険者期間に、他の保険者の資格確認証等を使用し、医療費の返還をしたとき

必要書類は、当組合のウェブサイトをご確認ください。紙面上部のQRコードからもアクセスが可能です。

<https://www.bengoshi-kokuho.or.jp/member/benefit/refund.html>

2. 医師の指示で治療用装具を装着した場合

(1) 小児用弱視等の治療用眼鏡・コンタクトレンズを作成したとき(対象年齢:9歳未満)

(療養費の支給対象となるのは「弱視」、「斜視」及び「先天白内障術後の屈折矯正」の治療用眼鏡・コンタクトレンズです)

<必要書類>

① 療養費支給申請書

② 医師による治療用眼鏡等の作成指示書の原本(病名等が明記されているもの)

※「処方せん」等の場合は、眼鏡を必要とする理由(病名等及び治療を必要とする理由等)が明記され、かつ治療用眼鏡の作成指示がなされている内容のものがが必要です。

③ 医療機関が実施した検査結果

※②の指示書等に検査結果が記載されている場合は必要ありません。

④ 領収書の原本(医師の指示日以降の支払日のもの)

次の項目が記載されているものがが必要です。

ア 眼鏡を装用する対象者の氏名

イ 「治療用眼鏡」代金である旨の但し書き

⑤ 作成した治療用眼鏡に使用したレンズのメーカーが分かる資料の写し(レンズの外袋コピーなど)

※④の領収書原本にレンズのメーカーが記載されている場合は必要ありません。

※上記のうち、⑤の「作成した治療用眼鏡に使用したレンズのメーカーが分かる資料の写し(レンズの外袋コピーなど)」が不足しているため、お手続きが進められないケースが増えております。

必ずレンズのメーカーが分かる資料の写しをご用意いただき、当組合までお送りください。

(④の領収書原本にレンズのメーカーが記載されている場合は必要ありません。)

(2) コルセット等を作成したとき

必要書類は、当組合のウェブサイトをご確認ください。紙面上部のQRコードからもアクセスが可能です。

<https://www.bengoshi-kokuho.or.jp/member/benefit/refund.html>

【注意事項】

※申請後、東京都国民健康保険団体連合会に審査提出するため、支給までに3カ月程かかりますのでご了承ください。審査の結果、3カ月以上かかる場合や、支給が認められない場合もあります。

※診療を受けた日(治療費を支払った日)の翌日から起算して2年を経過しますと、時効により支給されませんのでご注意ください。